

令和5年第9回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月20日(水) 13時21分～15時00分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員

(14名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
	3番	高橋かおる
	4番	白澤克美
	5番	熊谷洋司
	6番	川村良道
	7番	川村和男
	8番	佐々木博
	9番	星川忠博
	10番	藤原幸藏
	11番	佐藤俊孝
	13番	阿部江利子
	14番	白澤和実
(欠席)	2番	佐々木達也
	12番	高原弘明

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 報告第3号 専決処理事項報告について

日程第8 報告第4号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第10 議案第2号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について

日程第11 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第12 議案第4号 農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	田 口 征 寛
	係長	泉 山 弘 道
	主任主事	藤 原 佳 芳 里

6 会議の概要

議長 会議に先立ち、皆様にお知らせいたします。本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しておりますので、議案の朗読は表題のみといたします。質問、意見や討論等、発言の際は挙手により発言の意思表示をお願いいたします。なお、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、2番佐々木達也委員、12番高原弘明委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和5年第9回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、当職より指名いたします。15番、佐々木昭英委員、1番、金子忠博委員、3番、高橋かおる委員をお願いいたします。

議長 日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、当職より指名いたします。農業委員会事務局、藤原佳芳里主任主事をお願いいたします。

議長 日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。8月25日、婚活推進ネットワーク会議、役場会議室で行われ、私と川村和男委員が出席しております。続いて31日、盛岡地方農業委員会連絡協議会総会及び研修会が雫石町中央公民館で行われ、私と職務代理者、事務局長が出席しております。9月に入りまして1日、矢巾町農業経営体連絡協議会が役場で行われ、私と職務代理者、自事務局が出席しております。5日、地域計画策定に係る南昌、広宮沢、煙山、城内地区の合同説明会を広宮

沢公民館で行い、職務代理者、佐藤俊孝委員、佐々木達也委員、事務局が出席しております。11日、全国農業会議所訪問対応ということで、全国農業新聞の普及促進についてですか、川村和男委員と事務局で対応しております。12日、農業者年金加入促進特別研修会がサンセール盛岡で行われ、川村和男委員、阿部江利子委員、高橋かおる委員、事務局が出席しております。14日、農地転用現地調査を東徳田地内で行いまして、藤原幸蔵委員、高原弘明委員、事務局が対応しております。同じく14日、あっせん会議を役場で、5役と事務局で行っております。そして本日20日、令和5年第9回矢巾町農業委員会総会となっております。以上ですが、質疑等ございますか。

佐々木昭英
職務代理者
議長

はい、議長。

佐々木昭英
職務代理者

はい、15番、佐々木昭英職務代理者。

15番、佐々木です。質疑ではありませんが、9月5日、地域計画策定に係る合同説明会を広宮沢公民館において私と佐藤委員、佐々木委員、事務局で行いました。その結果として、4地区、南昌、広宮沢、煙山、城内は、各自それぞれの目標地図を作りながらも共通事項として、清水野地区を考えていくという方向性に決まりました。以上ですが、佐藤委員、補足説明がありましたらお願いします。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。当日は統合案を提案したところではありますが、各地区の代表者の方々の意見が統一できなくて、とりあえずは個々に作成するという方向性が示されました。ただし、目標地図の作成に当たっては、それぞれの考えを地図の中に落としながらという統一見解をいただいたので、ゆくゆくは統合案が成り立つのではないかなと期待しているところです。その落としどころというのは、清水野地区のほ場整備事業計画を立ち上げるべく、既に検討会を立ち上げております。これは地域の受益者の方々にぜひ出席をとというものではなく、とりあえずは、地域の方々にどういう方向性があるのかをお示しするために、勉強会をしようという狙いで進めたところです。ゆくゆくはその回数を増やしながら、事業構想検討会という形に発展させようと進めております。次回の清水野地区の勉強会においては、私の考えでは、事業制度と換地の内容について、勉強していただこうかなと思っております。以上です。

議長

お二人からご説明いただきましたが、9月1日の矢巾町経営体連絡協議会においても、地域計画の目標地図作成に関することについて協議しております。ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、次に進みます。日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第1号 朗読)
議長 補足説明を許します。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 報告第1号についてご説明させていただきます。
番号4の案件につきまして、相続人が県外の方となっておりますが、現在は当該農地の地域の担い手の方が耕作しております。以上でございます。
議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。質疑ございますか。
佐藤俊孝委員 はい、議長。
議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。
佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。番号4、5について、権利を取得した日が平成31年、平成24年となっております、取得した日から今日まで長期間となりますが、何か事情がわかりましたらお知らせください。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。こちらにつきましては、亡くなった日が権利を取得した日となりますので、それぞれ亡くなった日とその日となっております。具体的に何があったのかということは聞いておりませんが、相続の手続きに日数を要したことから今回の届出日になったものと判断しております。以上でございます。
議長 佐藤委員、よろしいですか。
佐藤俊孝委員 はい。
議長 ほかに質疑ございますか。
(「なし」の声あり)
議長 ないようですので、次に進みます。日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。
事務局 (報告第2号 朗読)
議長 補足説明を許します。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 報告第2号についてご説明させていただきます。番号2及び3の案件につきましては、同一農地の農地中間管理事業による貸借の解約となりますが、今後売却する予定であることから解約するものでございます。以上でございます。
議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。
(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、次に進みます。日程第7、報告第3号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、次に進みます。日程第8、報告第4号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(報告第4号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第4号についてご説明させていただきます。ここらの件につきましては、当該農地は昨年度に届出者が購入した農地でございますが、小区画のほ場であり、高低差もあることから作業がしづらいため、区画を拡大しつつ耕作しやすいように切土盛土を行うものであり、盛土については最大で500mm程度になるとのことです。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、次に進みます。日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。なお、番号1の案件につきましては、当該農地のうち1筆は譲受人が、賃貸借によりリンゴを作付けしておりましたが、この農地と隣接する畑を合わせて譲受人に売却することとしたことから、賃貸借を合意解約した上で、農地法第3条許可申請をしたものでございます。以上でございます。

村良道委員の説明のとおり、それぞれの要件は妥当であると考えております。現在は河川敷を借りて野菜を作付けしているとのこと。また、滝沢市で大豆を作付けしていて、味噌作りをしているということもお聞きしまして、さらに詳しくお聞きしたところ、町内の沢田屋という漬物屋がありますが、そこのおばあさんが申請者のおばあさんであるということで、いろいろと指導を受けて一生懸命取り組んでいるとのことでした。もし実現するのであれば、遠いところで作っていた野菜が自宅前でできるのは夢のようとも申しておりました。初めはただ土地が欲しいだけかとも思っておりましたが、話を聞くと大変一生懸命で、これは本当に農業に取り組むものと感じました。そして地元農業委員としても、この場所は荒れてきたと感じていましたので、この方に適切に活用してもらえればと思っております。以上です。

議長 そのほか、補足説明はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。この審査項目で一番重点的に確認したいのが4の営農姿勢です。営農計画の中に、申請者は農機具を借用しながら耕作しており、それから業としてのところで、飲食店を運営されていて、オーガニックの食材提供というご説明がありました。それを踏まえまして、経営の姿勢に重ねたときに、先ほど補足説明で、河川敷で野菜を耕作している、それから滝沢で大豆を耕作しているという経験値も踏まえた営農姿勢の説明があり、これらのことから、申請者が農機具を借用してというところなんです。もう既に農機具を持っているのではないかなというように感じますので、そのあたりの情報があつたら、ぜひ補足していただければと思います。4畝という面積を機械も持たずに作るということは、大変至難の状況かと推察します。また、この審査の中で、新規就農ですから、営農計画を十分に確認しないといけないのですが、空き家とともに活用している農地という整理の仕方が、以前は整理できる要綱があつたのですが、今回は新規就農という取り扱いにしかありませんので、そこはしっかり確認をしなければならぬ項目と思いましたので、お聞きするものです。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えします。説明がありましたとおり、現在は河川敷や遠方で耕作しているということですが、その際も祖父母の方や知り合いの方から農機具を借りて耕作しているということでしたので、まずは引き続き、同じように借りながら耕作するという確認してお

ります。以上でございます。

議長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。日程第10、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号についてご説明させていただきます。申請地の状況でございますが、次のページをご確認願います。役場の東側約1.6kmに位置しておりまして、南側は町道南谷地不動線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地ですので、第1種農地でございます。この案件につきましては、当該農地の所有者は亡くなっているため、法定相続人からの申請となりますが、残り6分の5の法定持分を所有する方々からは、転用事業に対する同意書が添付されており、使用貸借契約についても、契約購入に対する委任状の写しも添付されていることから、法定相続人全員が今回の転用事業に係る一連の手続きについて、同意していることが確認できております。このことから、今回は法定持分6分の1を所有する貸人が代表で申請したものでございます。以上でございます。

議長 それでは、9月14日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。10番、藤原幸蔵委員、お願いいたします。

藤原幸蔵委員 はい、10番、藤原です。9月14日に高原委員、事務局から泉山係長と私の3人で農地転用調査に行ってまいりました。当日は大伸工業の社員の方も来られました。それでは意見としてですが、当該農地は第1種農地ではありますが、携帯電話無線基地局撤去工事に係る資材置場兼作業スペースとして、一時転用はやむを得ないと判断をいたしました。時期は11月

から来年の3月までで、年度内には工事をしたいということをお話されていましたが、現地は写真のとおり雑草だらけで廃材や角材、ブロック等が放置されておりました。一時転用ということはありませんがそれ以前の問題で、遊休農地化が進んでおります。一時転用にあたり、草刈りや廃材等の撤去を大伸工業で行うとのことで、行わなければ作業スペースとして使えないですし、現状復旧後は基地局の跡地も含めて、農地として適正に管理するよう、所有者に伝えることとしております。以上です。

議長 そのほか、補足説明はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。この農地は農地台帳上は誰が耕作していることになっているのか教えてください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えします。こちらの農地につきましては、現在特に貸借は入っておりませんので、亡くなった所有者が耕作者という状態になっておりますが、こちらの●●●●さんが法定持分6分の1ということで、代表で申請となっております。この方が同居の家族でもありますので、この方が実質耕作者であり、先ほど説明にありました指導につきましても、この方に行うことで考えております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。意見ですが、先ほど藤原委員からもお話あったように、現状で適正な農地であるものについて農地転用となるものです。今回のような場合、事前に営農状況がどうなっているか、一時転用後に復旧されて、農地として活用しているかなど確認するべきだと思います。藤原委員からも、そのことを所有者にお話をして徹底させたいという説明がありましたが、そのとおりだと思います。このような土地が、この機会に問題が解消されるように願いますが、後に同じような状態になりかねないことも危惧されますので、十分に確認していかなければならないと思います。以上、意見です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご意見についてでございますが、まさにそのとおりだと思います。今回の案件は地面を確認したときに、特に砂利などが入っている形跡はないので、草刈り、資材等の撤去をすれば、農地として復旧でき

る状態であるものと確認したところです。また、本来であれば確かに適正な農地であることを前提に行うべきものと思いますが、一時転用ということで最終的には農地に戻し、適正な状態に復旧されるものと考えまして、今回は一時転用自体は良として、現状に復旧した後は農地として活用されるよう、対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決します。次に進みます。日程第11、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。10ページの所有権移転の案件についてですが、当該農地の所有者の希望により売却するものでございますが、譲渡人は、当該農地の所有者に保佐人が選任されておりまして、本人の不動産に関する売却等の取引についての代理権も付与されていることから、保佐人から申請があったものでございます。以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。利用権設定の番号1、2、そして3から6ですが、場所の違いから集積計画の違いについて理解しようとしたのですが、1、2と3から6までの期間設定の考え方について、令和6年の1月1日から令和何年の12月31日という考え方だと思っておりますが、1、2は3から6と比べて期間が短い、また、1、2は、借賃の額が10a当たり7,000円と10,111円、3から6は1万3,500円と額に差があります。この設定額の考え方、

仮にですが1が妥当な金額と思うところですが、水利費の所有者負担や畦畔耕作者管理、これらを含めて7,000円は安いのではないかと思います。土地改良区の水費は4千円台と記憶していますが、そのほか固定資産税も所有者が負担するものです。そういうことからすると、7,000円は安いのではないかなと感じます。東徳田は13,500円となっていて、地域によつての価格差はこれまでもありましたので、ある程度はやむを得ないと思うところですが、1は安すぎるかなと思います。そして2について、期間のことに戻りますが、令和7年12月31日と、2年半程度と短いのではないかなと思います。この集積計画において、その差を定めた経緯、考え方を教えていただければと思います。以上です。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

11番、佐藤委員のご質問にお答えします。額について、確かに番号1は安い金額ということはあるわけですが、それぞれの相手、貸す人借りる人がいて協議して決定するということがあります。金額が出されたときに、その金額だとどうかというお話しはしますが、お互い話し合った結果で7,000円という金額になったということでしたので、それに対してこちらで不可と言うことは難しいところもありますので、金額につきましてはご本人達の申し出により受けたところでございます。期間につきましても同様で、それぞれの事情などによる考え方もあります。この期間となっておりますが、2の案件につきましては他と比べて期間設定が半端ということはあるかもしれませんが、こちらにつきましては今年度すでに耕作していたということでもございまして、それも含めて実質3年間ということで、9月27日からとなったのは、遡った対応をするものではないので、この計画の公告予定日である9月27日からということになったものでございます。以上でございます。

佐藤俊孝委員

相対でお互いが納得しているからという説明だと思いますが、当然相手があることですからやむを得ないこともあります。価格について相対だから無料でもいいと、極端に言うともうなるわけですね。賃借をする場合には、この程度が妥当な金額ですということを提示しながら、お互いに内容について理解を得ることも私たちの立場として必要だと思います。貸し手が水利費や固定資産税を持って、借りてもらえるだけいいのだという、そういう考え方もあり得ますので、ある程度適正な価格を提示するべきかだと思います。次回からはこの辺りはこの程度が妥当な賃借料ですということを提示しながら、計画をまとめてもらえればと思います。以上です。

事務局

ただいまのご意見についてですが、農地法三条と違いあくまでも集積計画で、町の集積計画に基づいた利用権設定でありますので、町全体のことも考える必要もあります。相対ということで難しい面もあり、金額を明確に伝えると誤解を招くことも考えられますが、使用賃借などで金額的にど

うかということがあれば、経緯など確認しながら対応していくことで考えております。以上でございます。

議長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。後で再確認をしてもらえればと思いますが、これは盛岡市の営農組織価格に合せたものと思われ。盛岡市の営農組織で6,000円、それに1,000円を足して7,000円。矢巾町は安くても8,000円ぐらいですが、7,000円として盛岡市価格に合わせたものと思われ、どちらが良いかは別問題ですが、盛岡市の価格が基準になりつつあることを私たちが認知しなければならなくなっていると思います。

事務局 ただいまお話いただいたことを確認しながら、価格で明らかに他と差異がある場合は、その経緯などを確認しながら対応してまいります。

議長 白澤委員、よろしいですか。

白澤和実委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

藤原幸蔵委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸蔵委員

藤原幸蔵委員 10番、藤原です。質問ではありませんが、意見を述べさせていただきたいです。賃借料について非常に重要で、これから地域計画を作って農地の集約を進めていく際に、例えば今まで7,000円だったものが今度は1万円になるということがあり得るもので、入作、出作の人たちもいるので、矢巾町の平均額がどれぐらいかわかりませんが、例えば私の認識では10a当たり10,000円ぐらいと思うのですが、このような手続きが出てきたときに、矢巾町の価格は10,000円ぐらいですよということを手続きされる方にお伝えされた方がいいのではないかと思います。個々にするからいいというものではなく、これから地域で地域計画に沿って農地集約を進めていきますが、その際に非常に重要なことと思います。盛岡市の営農組織だと6,000円だったが、矢巾町の営農組織だと10,000円、貸し手からすると4,000円も違うのではないかと、というようになってくるので、非常に重要なことです。以上です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番、藤原委員のご意見についてですが、農地の利用権設定を含めた貸借については売買と違って件数もあり、地区ごとの平均額も出せますので、窓口で相談された場合や、平均額と比べて差が大きい場合は経緯を確認しながら、なるべく平均的な価格を促していければと思っております。

以上でございます。

議長 藤原委員、よろしいですか。

藤原幸蔵委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 5番、熊谷です。この意見決定について、意見として借賃額について条件を付けることはできないか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5番、熊谷洋司委員のご質問にお答えいたします。意見を付けることは可能と思われませんが、これは農用地利用集積計画が基盤法や基本構想に照らして適正かどうか判断するもので、個人間が話し合って決めた借賃料に意見をすることは適さないものと思われま。ただし、議案書に借賃料の額を記載しているものですので、相談を受ける際は近傍の事例など示しながら、大きく差異があるときは委員の皆様にご説明できるように内容を確認してまいります。以上でございます。

議長 熊谷委員、よろしいですか。

熊谷洋司委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。私の担当地区でありますので、地区の状況をご説明いたします。この金額については、直接●●さんに確認したのですが、相対ということで私もそれ以上は話すことができなかつたところ。当該地区の状況からしますと、紫波町と隣接している地区でもありまして、紫波町は借賃料がゼロに近い状況になってきていますし、逆に借りている側がお金をもらってでもというような方向になりつつありまして、7,000円でも、実はまだ良い方ではというようにも思えます。価格崩壊のような方向にはなっていますが、実質のコストという面から考えますと、農産物の価格が下がっても資材など費用の価格は上がっている。業種によって補助があってもコストはかなり上がっており、もっとお金をもらわなければできないという話も聞きます。それが実態なので、借賃料というのは実質コスト部分となりますが、売り上げ部分はもう決められていることがありまして、農業者の営農努力ではどうにもならないことで、売上額を上げる取り組みは農業委員会ではできないところですが、農業者のコストを抑えるため、所有者の方にも理解していただけるようにしなければならなくなっているように思います。以上です。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。私たちの地域でも、6,000円で借りた田ですが、長年水張のみというところがありまして、通常の田に戻すことに3年から5年かかるということがありまして、6,000円で借りることにしたものもあります。提案ですが、様々な事情があるので金額はいくらが良いということはないので、事前に資料が送られているのだから、地区の農業委員が事前に確認して、内容に疑問があれば事前に確認するようになさなければならないと思います。以上です。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。先ほど申し上げた意見に情報提供としてですけれども、貸借の価格について、地域内の若手農業者、認定農業者の間では金額についてある程度一律で決めた方が良いのではという意見がありまして、今後相談していくことにしております。地域内農地の集積や集約を進めていくこともありますので、地域内で金額を設定した方が進めやすいのではという考えもあります。以上です。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。みなさんから様々なご意見がありました。農用地利用集積計画は、町が農業経営基盤促進法に基づいて策定するもので、その策定案を私たちが確認して、内容について意見を出すものですが、議案資料だけでは読み取れない内容もありますので、それについては議案資料の摘要欄に示されると理解しやすいのではと思います。借賃の額など相対で決めるものについて私たちが審査するものではないかもしれませんが、この場合はこういう事情からこの金額になったとか、この期間になったとか、そのようなことが示されて審査して納得できることもありますので、ぜひ摘要欄を活用して私たちが理解しやすいようにしてもらえればと思います。以上です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 委員の皆様から様々なご意見をいただき、ありがとうございます。おっしゃるとおり、中身がわからないところがあると判断が難しいとも思われます。賃借料の額について平均的な価格があるにしても、様々な事情や状況により変わるものでもあります。窓口で賃借料の相談があった場合はその地域の平均的な事例を示しながら対応し、大きく差異がある場合は事情など確認しながら対応するようにします。また、期間などについても同じように対応しながら、その旨を議案資料摘要欄記載や補足説明などで皆様が理解しやすいよう、ご説明するようにいたします。

議長 皆様よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

議長 (「なし」の声あり)
それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がございましたら挙手願います。討論ございますか。

議長 (「なし」の声あり)
それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 (挙手多数)
挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。次に進みます。日程第12、議案第4号、農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第4号 朗読)
議長 補足説明を許します。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 議案第4号についてご説明いたします。この案件につきましては、国が外国人による農地取得の実態を把握することを目的として、農地法施行規則の改正により、農地台帳に農地所有者の国籍を記録することとなり、農地台帳点検等実施規程について、農地法施行規則を引用している箇所を改正後の規則に合わせる必要があることから、改正するものでございます。改正内容につきましては、議案書の新旧対照表とお手元の資料No. 3によりご説明いたします。資料 No. 3は改正後の農地法施行規則となります。新旧対照表の右側アンダーラインのところ、農地法施行規則第101条に第2号、第3号として内容が追加されておりました、これは農地台帳に所有権等権限を持つ者の国籍を記録することとなりましたが、農地中間管理機構に提供する情報では国籍の記録は除くこととなっておりますので、引用している内容を改正するものであり、改良区に提供する情報についても同内容の改正をするものであります。改正規定の第1項、第2項の表し方が違うのですが、引用する農地法施行規則によるものであります。なお、外国人の農地取得については、要件を満たせばもともと可能なものでございますが、馴染みがないものと思われまますので、それにつきましては後ほど、全員協議会でご説明いたします。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

佐々木昭英 職務代理者 議長 はい、議長。
議長 はい、15番、佐々木昭英職務代理者。
佐々木昭英 15番、佐々木です。国が決めたことによる規程の改正ということで、

職務代理者 議案ではなく、報告事項になる案件ではないですか。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 15 番、佐々木職務代理者のご質問にお答えいたします。法施行規則の改正によるものですが、例えば、法施行規則に規定があるのでこちらの規程には改めて記載しないことでの削除という改正方法もございますので、今回の改正方法でも問題ないか審議していただくということもありますので、議案となるものです。以上でございます。

議長 佐々木職務代理者、よろしいですか。
佐々木昭英 はい。
職務代理者
議長 ほかに質疑ございますか。
（「なし」の声あり）
議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。
（「なし」の声あり）
議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第 4 号、農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示について、原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
（挙手多数）
議長 挙手多数ですので、原案のとおり決します。
以上で、議事の全てを終了いたしましたので、当会は閉会といたします。皆様大変お疲れ様でございました。

（終了 15 : 00）

以上は、令和5年9月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和5年第9回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____